



基徴発第 0324001 号
平成 16 年 3 月 24 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

徴収関係事務取扱手引 I（徴収・収納）の一部改訂における留意事項について

標記について、平成 16 年 3 月 24 日付け基徴第 0324002 号により、平成 15 年 3 月 31 日付け基徴第 0331002 号「徴収関係事務取扱手引 I（徴収・収納）」（以下「手引」という。）の一部改訂を通知したところであるが、同通知に係る留意事項は下記のとおりであるので今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 収入官吏代理

(1) 主任収入官吏代理（主任歳入歳出外現金出納官吏代理を兼務）

従前は、長期の出張等の場合に限りその都度任命することとしていたが、予め手引で指定されている者を命免簿により任命しておき、1 日でも不在になる場合は、その都度、現金出納簿の摘要欄に「代理開始」、「代理終了」及び日付欄に代理開始及び終了の年月日を記入することにより代理業務を可能としたこと。

(2) 分任収入官吏代理（分任歳入歳出外現金出納官吏代理を兼務）

従来は、代理を設けていなかったが、必要に応じて主任収入官吏同様に代理を置くことができることとし、代理は、本官たる分任収入官吏に代わって当該代理官が払込業務を行い、現金出納簿の記載等を行うこととしたこと。

(例) 分任収入官吏の代理業務が必要となる例としては、夕方に現金領収し金融機関に払込ができず金庫に保管したところ、翌日に取扱者が病気等により休暇を取得した場合。

2 収入様式について

(1) 現金領収証書（収入様式第32号）について

- ① 領収証書（第2片）を青色実線複写とし、原符（第3片）を青色実線及び紫色点線の2種類で複写する様式に変更したこと。
- ② 領収済報告書（第1片）、領収証書（第2片）及び原符（第3片）の収入官吏名等記載欄に労働局及び労働基準監督署並びに厚生労働事務官、労働基準監督官及び労働技官の文字を予め印刷し、該当する文字の左側の罫いにチェックを入れ、局又は署名及び収入官吏の氏名を記入する方法に簡素化したこと。
- ③ 現金領収証書は、全てボールペンで記載すること。（主任収入官吏事務取扱補助者が局署名及び主任収入官吏の氏名を記載する場合に限りゴム印の押印を認める）

(2) 歳入歳出外現金領収証書（収入様式第48号）について

- ① 1セットごとに01から20の連番を付したこと。
- ② 住所記載欄の市郡区町村等の文字を削除したこと。